### 参考資料

#### 三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人とが強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところ による。
- (1)子ども 18 歳未満の者をいう。
- (2)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3)学校関係者等 教育、福祉その他の子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。 (基本理念)
- 第3条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として 行われなければならない。
- (1)子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2)子どもの最善の利益を尊重すること。
- (3)子どもの力を信頼すること。

#### (県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第9条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第10条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。 (保護者の役割)
- 第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

#### (学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

#### (県民等の役割)

第8条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

#### (市町の役割)

第9条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努める ものとする。

#### (連携及び協働)

第 10 条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前 5 条 に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。 (施策の基本となる事項)

- 第 11 条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施 に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。
- (1)子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (2)子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (3)子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (4)子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

#### (相談への対応)

第 12 条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

#### (広報及び啓発)

第 13 条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子 どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

#### (調査)

第14条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進 に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

#### (年次報告)

第 15 条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

#### 附目

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

# ○子どもに関する各種データ(県内)

児童相談所における児童虐待相談対応件数

R4年度	2, 408
R3年度	2, 147
R2年度	2, 315
R元年度	2, 229
H30年度	2,074
H29年度	1,670
H28年度	1, 310
H27年度	1, 291
H26年度	1, 112
H25年度	1, 117
H23年度 H24年度	1,022
H23年度	930
	件数

いじめの認知件数(公立小中学校、県立高等学校、特別支援学校)

(単位:件)

	,											
	H23年度	H24年度	H23年度 H24年度 H25年度 H26年度			H27年度 H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	102	975	621	989	871	1, 766	1, 470	2, 282	2, 365	2,647	3,004	3, 907
中学校	109	089	529	310	504	673	009	623	835	794	934	1,051
高等学校	33	126	54	19	125	158	131	187	230	302	311	383
特別支援学校	1	2	2	3	10	6	18	13	17	21	19	39
수 무료	245	1, 738	1, 209	910	1,510	2,606	2, 219	3, 105	3, 447	3, 764	4, 268	5, 380

自殺者数

(単位:人)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
20歳未満	2	4	10	9	10	12	8	10	11	11	10	12
総数	365	298	387	339	349	282	329	332	298	319	297	309

就学援助件数(要保護及び準要保護児童生徒数及び援助率)

	要保証	獲及び準要	要保護及び進要保護児童生徒数	公立小中学校		援助率	力率
	要保護	準要保護	要保護· 準要保護合計	児童生徒総数	要保護	準要保護	要保護· 準要保護合計
H23年度	1, 274	15, 923	17, 197	154, 440	0.82	10.31	11.14
H24年度	1, 246	15, 929	17, 175	152, 160	0.82	10.47	11.29
H25年度	1, 237	16, 226	17, 463	150, 432	0.82	10.79	11.61
H26年度	1, 204	16, 299	17, 503	148, 078	0.81	11.01	11.82
H27年度	1, 122	16, 559	17, 681	146, 217	0.77	11.32	12.09
H28年度	1,023	16,828	17, 851	144, 141	0.71	11.67	12.38
H29年度	899	16,675	17, 574	142, 116	0.63	11.73	12.37
H30年度	988	16,812	17, 697	140,016	0.63	12.01	12.64
R元年度	811	16, 499	17, 310	137, 835	0.59	11.97	12.56
R2年度	714	16, 323	17, 037	135, 845	0.53	12.02	12.54
R3年度	715	16, 676	17, 391	134, 127	0.53	12. 43	12.97

10代の人工妊娠中絶件数

(単位:件)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
15歳未満	2	10	9	8	8	3	9	9	2	8	3	0
15歳	23	14	15	2	5	16	10	10	9	1	3	4
16歳	32	25	38	33	14	24	12	17	17	12	13	16
17歳	89	29	52	28	46	51	32	31	24	21	15	21
18歳	22	62	62	02	52	63	44	42	46	31	27	31
19歳	83	93	87	29	83	64	72	82	71	45	45	36
∰+ (A)	281	313	260	217	208	221	175	188	166	113	106	108
10代が占める 割合(A/B)	%8 '6	11.6%	10.2%	9.3%	9.1%	10.1%	8.8%	10.0%	9.1%	6.2%	7.8%	8.6%
県内中絶総件数 (B)	2,874	2, 692	2, 558	2, 339	2, 288	2, 190	1,987	1,879	1,820	1,825	1,361	1, 262

#### 令和元年度以降の校則の見直しについて

#### 1 これまでの取組

- ・ 令和2年7月の県立学校長会議で、「児童生徒の実情」「保護者の考え方」 「地域の状況」「社会の常識」「時代の進展」「人権の視点」から、自校の校則 の見直しを行い、時勢に合わない校則の変更を指示。また、校則の見直し及 び変更する際は、児童生徒、保護者、地域等の声を把握したうえで行うよう 各校に働きかけ。
- ・ 令和3年9月の県立学校長会議で、令和3年度中に校則を各校のホームページに掲載するよう指示。すべての県立高校で校則を年度内に掲載。
- ・ 令和4年9月の県立学校長会議で、アルバイトを認める条件を経済的理由 のみとしている学校や、頭髪の男女規定がある学校に対して、校則の見直し 及び変更を指示。年度末までに完了。
- ・ 令和5年12月の県立学校長会議で、時勢に合わない校則がある場合には、 児童生徒、保護者、地域等の声を把握したうえで、変更を行うよう改めて各 校に働きかけ。

#### 2 今後の対応

- ・ 令和5年度中に校則の変更を行った場合は、変更内容が適切であるか確認。
- ・ 校則の見直しにあたり、生徒会で議論する機会を設けるなど、生徒が主体 的に参加し、意見表明をする取組を一層進めるよう、各校に働きかけを行う。

せいとよう こうこう ねんせい 生徒用(高校2年生)

#### ァンケートのお願い

<sup>みな</sup> 皆さんへ

これは三重県が行うアンケートで、皆さんの普段の生活の様子や生活の中で感じていることをお聞きするためのものです。

三重県では、「三重県子ども条例」の理念にもとづいて、「すべての子ども が豊かに育つことのできる三重」をめざして取組を進めています。

 み えけん
 こ

 三重県
 子ども・福祉部

あなたの名前を書く必要はありません。誰の回答か分からないようになっています。なお、右上の英数字は、調査の分析集計上、使用するものです。個人を特定するものではありませんので、安心してお答えください。

それぞれの問いについて、あてはまると思う番号に〇をつけてください。選んだ番号に記入欄がある場合は具体的に記入してください。答えたくない質問や、分からない質問は、答えなくてもかまいません。

すべての問いに答えたら、回収用封筒に入れ、封をして、先生に ないしゅっ 提出してください。

できてと はなし できょうだいしまい ふく がっこう てきてと はなし **問!** あなたは、家の人 (兄弟 姉妹は含みません)と学校などでの出来事について話をしていますか。

#### (あてはまるもの1つに〇)

- ー | 話している
- 2 どちらかといえば、話している
- 3 どちらかといえば、話していない
- **4** 話していない

問2 あなたは、週にどのくらい食事をしていますか。(**A~©それぞれについて、あてはまるもの**1つにO)

	しゅう にち 毎日食べる	週 5~6日	週 3~4日	ほとんど食べない た た とんど食べない
ちょうしょく       A 朝 食	I	2	3	4
® 夕食	ı	2	3	4
© 夏休みや冬休みなどの期間の 昼 食	ı	2	3	4

でっこう じゅぎょういがい にち じかんべんきょう **問3** あなたは、ふだん学校の授業以外に、I日あたりどのくらいの時間勉強をしますか。 がっこう しゅくだい じかん じゅく べんきょうじかん ふく ※学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間も含みます。(A、B**それぞれについて、** 

#### あてはまるもの1つに〇)

	まったくしない	30分より少ない	ー時間より少ない 30分以上 ************************************	2時間より少ないしかんいじょう	3時間より少ないとかんいじょう	3 時間以上
がっこう 学校がある日 げっ きんようび (月~金曜日)	I	2	3	4	5	6
がっこう  B 学校がない日  ビ にちょうび しゅくじつ  (土・日曜日・祝日)	I	2	3	4	5	6

Ⅰ いつも分かる

2 だいたい分かる

3 教科によっては分からないことがある

**4** 分からないことが。。

5 ほとんど分からない

#### (あてはまるもの1つに〇)

- l 参加している →問7へ
- 2 参加していない

その他(

6

- **問6** 前の質問(問5)で「2 参加していない」と答えた人にお聞きします。参加していない理由は何ですか。(**あてはまるものすべてにO**)
  - 人りたいクラブ・部活動がないから
     塾や習い事が忙しいから
     費用がかかるから
     家の事情(家族の世話、家事など)があるから
     一緒に入る友だちがいないから

)

- **問7** あなたは、学校に行きたくないと感じることがありますか。ある場合、それはどのようなときですか。(**あてはまるものすべてに〇**)
  - 友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき いがい りゆう ゆうじんかんけい ふあん I 以外の理由で友人関係に不安があるとき 2 かんけい ふあん 3 学校の先生との関係に不安を感じているとき 授業が分からないとき 4 しんろ しょうらい ふあん かん 5 進路や将 来に不安を感じているとき かつどう ぶかつどう クラブ活動(部活動)で悩んでいるとき 6 7 学校のきまりに馴染めないとき あたら がっこう がっきゅう なじ 8 新 しい学校や学 級に馴染めないとき かつどう ぶ かつどう 9 勉強やクラブ活動(部活動)に必要なものを買ってもらえないとき ゕてぃ かんきょう きゅう か ふぁん 家庭の環 境が急に変わって不安があるとき 10 親(保護者)との関係に不安があるとき  $\mathbf{I}$ かぞくない かんけい 12 家族内の関係がうまくいっていないとき がっこうせいかつい がい きょうみ かんしん 学校生活以外に興味や関心があるとき 13 14 15 その他( ) , 学校に行きたくないと感じることはない 16

しんがた かんせんしょう えいきょう **問8** あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響により、やりたかったけれどできなかったことが ありますか。(**あてはまるものすべてに〇**)

- 友だちと遊ぶこと 1 異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりすること 3 山や森、川や海など、自然の中で遊ぶこと
- 家の人と一緒に遊んだり、スポーツをしたりすること
- 旅行に行くこと 5
- 祭りや地域の行事に参加すること
- 地域のスポーツクラブやサークルで活動すること 7
- のうぎょう ぎょぎょう でんとうこうげい ちいき さんぎょう たいけん 農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験すること 8
- りか じっけん かていか じっしゅう おんがく がっそう がっしょう じゅぎょう う理科の実験、家庭科の実習、音楽の合奏や合唱などの授業を受けること 9
- うんどうかい ぶんかさい
- 運動会や文化祭など、学校行事に参加すること 10
- $\mathbf{I}$ 友だちと会話をしながら 給 食 を食べること
- 12 クラブ活動(部活動)に参加すること
- 塾や習い事をすること 13
- その他( 14 )

#### **問9** あなたが楽しいと感じるのはどんなときですか。(**あてはまるものすべてに〇**)

- 一人で好きなことをしているとき 1
- 2 家族と 話 をしたり、食事をしたりして一緒に過ごしているとき
- 3 友だちと仲良くしているとき
- 塾 や習い事をしているとき 4
- サークル活動や地域の行事などに参加しているとき
- 6 よい成績がとれたとき
- せんせい はなし きょうみ 授業がよく分かったり、先生の話に興味を持てておもしろいとき
- じぶん いけん かんが はっぴょう 自分の意見や考えを発表して、先生や友だちにほめられたとき 8
- がっこう ぎょうじ かっどう じぶん いけん い クラスや学校の行事・活動などで自分の意見が生かされたとき 9
- クラブ活動 (部活動) をしているとき 10
- スマートフォンや携帯ゲーム機などでゲームをしているとき  $\mathbf{I}$
- テレビやSNS、動画などを視聴しているとき 12
- 読書をしているとき 13
- 外で遊んでいるとき 14
- その他( ) 15
- 楽しいと感じるときはない 16

#### きも 問10 あなたがつらい気持ちになるのはどんなときですか。(あてはまるものすべてにO)

- じぶん かぞく かんけい 1 自分と家族との関係がうまくいっていないとき ほごしゃ どうし かんけい 2 親(保護者)同士の関係がうまくいっていないとき かぞくない かんけい 【1・2以外】で、家族内の関係がうまくいっていないとき 3 4 友だちと仲良くできないとき 授 業 がよく分からないとき 5 テストの点や成績が悪いとき 6 7 受験や進路のことでうまくいかないとき じぶん いけん 8 自分の意見を聞いてもらえないとき かつどう ぶ かつどう れんしゅう 9 クラブ活動(部活動)の練習などが厳しいとき かつどう ぶ かつどう ひつよう 10 勉強 やクラブ活動(部活動)に必要なものを買ってもらえないとき がいけん  $\mathbf{I}$ 自分の容姿(外見)のことで悩むとき 12 いじめられたとき

)

13

14

その他(

つらい気持ちになったことはない

(あてはまるものすべてに〇) おや ほごしゃ 親(保護者) 1 きょうだいしまい 2 兄弟姉妹 3 おじいさん、おばあさん 4 親せき 友だち 5 がっこう せんせい 6 学校の先生 7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー じどうふくししせつ せんせい 8 児童福祉施設の先生・スタッフ 9 フリースクールのスタッフ じゅく なら ごと せんせい 塾 や習い事の先生、スポーツクラブのコーチ 10 きんじょ  $\mathbf{I}$ 近所の知り合いの人 せんもん そうだんきかん びょういん じどうそうだんじょ 専門の相談機関(病 院や児童相談所など) 12 でんわ 電話やメールでの相談 13 けいじばん インターネット(掲示板など)での相談 14 15 その他( ) そうだん 16 誰にも相談しない

#### 問12 あなたがほっとする場所はどんなところですか。(あてはまるものすべてにO)

- しぶん いぇ ひとり す ぱしょ 自分の家で、一人で過ごせる場所
- 2 自分の家で、家族と過ごす場所
- 3 学校
- 4 友だちの家
- 5 おじいさんやおばあさんの家
- としょかん

   図書館
- 7 公園
- がくしゅうじゅく **8** 学習塾
- 9 児童館、公民館
- こ しょくどう べんきょう むりょう ぱしょ 10 子ども食堂、勉強を無料でみてくれる場所
- 12 フリースクール
- 13 コンビニエンスストア
- 14 ゲームセンター、カラオケボックス
- 15 ファストフードの店、ファミリーレストラン
- 16 その他 (
- 17 特にない

**間13** あなたは、次のA~©のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことが はあい こんごりょう ない場合、今後利用したいと思いますか。(A~**©それぞれについて、あてはまるもの1つにO**)

	利りょう	りょう 利用	したことは	ない
	利用したことがあるりょう	と思う あれば利用したい	と思わない 今後も利用したい	どうか分からない今後利用したいか
(はぶん ゆうじん いえいがい ゆう むりょう やす (自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く ばしょ こ しょくどう 食べることができる場所 (子ども 食 堂 など)	I	2	3	4
<sup>ベんきょう むりょう</sup> <b>B</b> 勉強を無料でみてくれる場所	ı	2	3	4
いえ がっこういがい なん そうだん ばしょ © (家や学校以外で) 何でも相談できる場所 でんわ そうだん ふく (電話やネットの相談を含む)	ı	2	3	4

<sub>まえ しつもん とい</sub> りょう っぱん とい りょう こた かた き 前の質問(問13)で、1つでも「利用したことがある」と答えた方にお聞きします。

#### した。 **問 | 4-①** そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。(**あてはまるものすべてに〇**)

L 友だちが増えた

- **2** 気軽に話せる大人が増えた
- 3 生活の中で楽しみなことが増えた
- **4** ほっとできる時間が増えた
- 5 栄養のある食事をとれることが増えた **6** 
  - 6 勉強が分かるようになった

)

- べんきょう じかん ふ
- た **マ** スの供
- 7 勉強する時間が増えた
- 8 その他

**9** 特に変化はない

### 問14-② そこを利用してみて、改善してほしいと思うところはありましたか。(**あてはまるもの**

- 2 実施する時間帯を長くしてほしい
- 3 実施場所を増やしてほしい
- 4 自宅から近い場所で実施してほしい
- 5 自分に関わってくれるスタッフの人数を増やしてほしい
- **6** (もっと)勉強を教えてほしい
- 7 (もっと)体験の機会を増やしてほしい
- **8** その他(

しょうがくせい ころ つぎ **問15** あなたは、小学生の頃までに、次のようなことをどのくらいしたことがありますか。

#### (A~Gそれぞれについて、あてはまるもの1つにO)

	何度もある	少しある	あまりない	まったくない
(A) 赤ちゃんとふれあったこと	I	2	3	4
B 自分より小さい子ども(保育所や幼稚園などに通う) ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***  **  ***  ***  **	ı	2	3	4
でま もり かわ うみ © 山や森、川や海など、自然の中で遊んだこと	ı	2	3	4
① 家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したこと	ı	2	3	4
© 家の人と一緒に遊んだり、スポーツをしたりしたこと	ı	2	3	4
いえ ひと べんきょう おし <b>下 家の人に勉 強を教えてもらったこと</b>	ı	2	3	4
⑤ 家で料理(ご飯を炊く、包 丁を使うなど)をしたこと	ı	2	3	4

すか。(**あてはまるもの1つにO**)

がんじる どちらかといえば、感じる 2

ゕん 感じない 3 どちらかといえば、感じない

#### (あてはまるもの1つにO)

ぉも 思う どちらかといえば、思う 2

3 どちらかといえば、思わない 思わない

とい じぶん き ちゃ ほごしゃ おとな いけん き **問18** あなたが自分のことを決めるとき、親(保護者)などの大人は、あなたの意見を聞いてくれ ますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

いつも聞いてくれる ときどき聞いてくれる

あまり聞いてくれない まったく聞いてくれない

じぶん き じぶん いけん き い まも **問19** あなたは、どのようなことについて自分で決めたり、自分の意見を聞き入れてほしいと思い ますか。(**あてはまるものすべてにO**)

<sub>なら</sub> ごと 習い事 服そう 2

がくしゅうじゅく 学習塾 いえ かえ

家に帰る時間 3 ね じかん テレビ、ゲーム

かつどう ぶかつどう クラブ活動(部活動) しんがく 進学したい学校

lゅうしょくさき 就職先

アルバイト

12 携帯電話・スマートフォン 付き合う友だち

| 4 学校の決まり |13 趣味の活動

15 祭りなどの地域の行事 16 子どもにかかわる社会の決まり (ルールなど)

寝る時間

18 自分で決めたいと思うことはない 17 その他(

問20 あなたは、自分のことが好きですか。(あてはまるもの1つにO)

どちらかといえば、好き Ι 好き

3 どちらかといえば、好きではない 好きではない

間21 あなたは、 新 しいことにチャレンジすることが好きですか。(**あてはまるもの1つに〇**)

どちらかといえば、好き 好き 2

どちらかといえば、好きではない 好きではない **問22** 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(ここで「お世話」とは、ふつう大人が行うような家事や家族の世話のことを指します。)(**あてはまるもの1つに〇**)

l いる

2 いない →次のページの問24 へ

まえ しつもん とい 前の質問(問22)で「I いる」と答えた人にお聞きします。

だれ せ わ **問23-①** あなたは誰のお世話をしていますか。(**あてはまるものすべてに〇**)

ı	<sup>かあ</sup> お母さん	2	<sup>とう</sup> お父さん	
3	おばあさん	4	おじいさん	
5	きょうだいしまい 兄 弟姉妹	6	その他( )	

#### 間23-② あなたはどのようなお世話をしていますか。(**あてはまるものすべてに〇**)

1	か じ しょくじ じゅんび そうじ せんたく 家事(食事の準備や掃除、洗濯)	2	まょうだいしまい せゎ おく むか 兄 弟姉妹のお世話や送り迎え
3	<sup>たゅうよく</sup> 入 浴 やトイレのお世話	4	か もの さんぽ いっしょ い 買い物や散歩に一緒に行く
5	びょういん いっしょ い病 院へ一緒に行く	6	はなし き 話 を聞く
7	<sup>みまも</sup> 見守り	8	つうやく にほんご しゅわ 通訳(日本語や手話など)
9	お金の管理	10	くすり かんり <b>薬 の管理</b>
11	<sup>た</sup> その他(		)

**間23-③** あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはありますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

ı	ある
2	ない

**間24** ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことをいいます。

#### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょ うだいの世話や見守りを している



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族 に対応している



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして いる



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

あてはまる

2 あてはまらない

3 分からない

でできた。 **問25** 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。(**あてはまるもの1つに〇**)

- 2 聞いたことはあるが、よく知らない
- \* 聞いたことはない

きんじょ ひと **問26** あなたは、近所の人とあいさつをしていますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

I いつもしている

2 ときどきしている

3 あまりしていない

4 していない

**問27** あなたは、将 来、自分が育った地域で住みたいと思いますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

| 住みたい

**2** どちらかといえば、住みたい

**3** どちらかといえば、住みたくない

4 住みたくない

**間28** あなたは、住んでいる地域で、どんなことに取り組んでみたいと思いますか。(**あてはまるも のすべてにO**)

- ちいき れきし ぶんか べんきょう 地域の歴史や文化について 勉強する のうぎょう ぎょぎょう でんとうこうげい ちいき さんぎょう たいけん 農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する ちいき おとな いけんこうかん 3 地域の大人と意見交換などをする ちいき ぎょうじ けいかく 4 地域の行事を計画する 地域のスポーツクラブやサークルで活動する 5 としょ むかしあそ お年寄りと 昔 遊びなどで交 流する 異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする 町の美化活動をする ぼうさいかつどう ちいき あんぜん 防災活動など地域の安全を守るための活動をする くに ひと こうりゅう 10 いろいろな国の人と交流する | その他( )
- **問29** あなたには、夢や将来の希望がありますか。(**あてはまるもの1つにO**)
  - 1 ある2 どちらかといえば、ある
  - 3 どちらかといえば、ない 4 ない

12 特にしたいことはない

- **問30** あなたは、将 来、どの段階まで進学したいですか。(**あてはまるもの1つにO**)
  - こうこうたんだい こうせん せんもんがっこう**a** 高校まで**b** 短大・高専・専門学校まで
- - 3 親がそう言っているから 4 兄・姉がそうしているから
  - 5 まわりの先輩や友だちがそうしているから **6** 家にお金がないと思うから
  - t 7 早く働く必要があるから **8** その他
  - **9** 特に理由はない

問32 あなたは、自分の将来について、次のように思いますか。(A、Bそれぞれについて、あてはまるもの1つにO)

	とても思う	少し思う	あまり思わない	思わない
A いつかは結婚がしたい	ı	2	3	4
® いつかは子どもがほしい	ı	2	3	4

だいぜんてい かんが かちかん そんちょう だいぜんてい ※結婚や妊娠、出産などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提です。

間33  $\frac{t\ell k t \nu}{2}$  全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「O」(まったく満足していない)から「IO」(十分に満足している)の数字で答えてください。(あてはまるもの1つにO)

まった <sup>まんぞく</sup> 満足し	く、ていない	<b>\</b>							じゅうぶん 十 分 l まんぞく 満足し	ている
0	ı	2	3	4	5	6	7	8	9	10
点な										点な

- **2** 名前だけは知っている
- 3 まったく知らない

**問35** 「子どもの権利条約」や「三重県子ども条例」には、子どもの権利が守られなければならないと書かれています。子どもの権利には大きく分けて4つの権利(生きる権利、育つ権利、等の権利、参加する権利、参加する権利、があります。あなたはこの4つの権利について知っています

#### か。(あてはまるもの1つにO)

- \*\*\*\* ないよう し 名前も内容も知っている
- **2** 名前だけは知っている
- 3 まったく知らない

きょうりょく

ご協力、ありがとうございました。

かいしゅうょうふうとう い ふう せんせい ていしゅつ 回 収 用封筒に入れ、封をして、先生に提 出 してください。

#### 「みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査」 調査票

- 調査の所要時間は IO分程度です。
- ↑ かいとう かっこう してい きじっ ちょうさひょう せんよう ご回答は、学校が指定した期日までに、この調査 票 か、専用ウェブサイトのいずれか かいとうほうほう かき さんしょう からお願いします。回答方法は、下記をご参 照ください。
- この調査は無記名式です。ご回答いただいたことにより、個人が特定されることはありません。

■ アンケートの回答方法について【※次の①、②のいずれかの方法でご回答ください。】

#### ① 調査票でご回答いただく場合

- かいとう じゅんぱん ぱんごう ばんごう きにゅうらん 回答は順番に、あてはまる番号に○をつけてください。選んだ番号に記入欄があるぱぁぃ ぐたいてき きにゅう 場合は具体的に記入してください。

#### 

- パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでも回答が可能です。
- #んよう かた ちょうさひょう ていしゅつ ふょう 専用ウェブサイトでご回答いただいた方は調査票の提出は不要です。
  - \*\*\* (1) URLを直接ご入力、または二次元バーコードからアクセスしてください。

https://hri105login.com



(2) ログイン画面が表示されましたら、以下の I Dを 入 力 してください。

ID: epr1360d

※ID の 0 は数字のゼロです

I Dは、調査票からの回答とウェブサイトからの回答の重複を防ぐことや、労析集計上前います。 回答者様個人を特定するものではありませんので、 安心してご回答ください。

(3) アンケート画面が表示されますので、ご回答ください。

♥ では でんぱん かん といあわ さき ◇アンケート全般に関するお問合せ先

 みえけん こ
 ふくしぶ しょうし かたいさくか たんとう いせき やまもと

 三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 (担当) 井関、山本 TEL 059-224-2404

 ちょうさ かん といあわ さき

◇Web調査に関するお問合せ先

かぶしきかいしゃ ひゃくごそうごうけんきゅうしょ たんとう やまさき おかざわ 株式会社 百五総合研究所 (担当)山崎、岡澤 TEL059-228-9105 とい こ つづきがら つぎ 問 I お子さまとあなたの 続 柄 は、次のどれにあてはまりますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

```
      1
      父親

      2
      母親

      3
      祖父

      4
      祖母

      5
      その他(
```

とい こ かょ がっこう つぎ **問2** お子さまが通っている学校は、次のどれにあてはまりますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

- 1
   小 学校 (小学部)

   2
   中 学校 (中学部)

   3
   高等学校 (高等部)
- **問3** お子さまと同居し、生計を同一にしているご家族の人数 (あなたやお子さまを含む) を教えたんしんふにんちゅう かた がくぎょう せたい はな てください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さまがいる場合には、かぞく にんずう ふく おし ご家族の人数に含めて教えてください。(**あてはまるもの1つにO**)
  - にん 1 2人 にん 2 3人 にん 3 4 人 にん 4 5人 にん 5 6人 にん 6 7人 にん 7 8人 にん 8 9人 にんいじょう 9 10人以上

とい ぜんもん とい かいとう かぞく 間4前問(問3)で回答した「ご家族」には、お子さまから見てどの関係の方が含まれますか。

#### (あてはまるものすべてに〇)

- ははおや 母親
- ちちおや
- 2 父親
- そふぼ 3 祖父母
- きょうだいしまい 兄 弟姉妹
- 5 その他

問5 あなたは、お子さまと学校などでの出来事について話をしていますか。

#### (あてはまるもの1つにO)

- 話している
- 2 どちらかといえば、話している
- 3 どちらかといえば、話していない
- 4 話していない

**間6** お子さまは、「自分のことが好きだと思っている」と思いますか。

#### (あてはまるもの1つにO)

- 「好き」だと思う
- 「どちらかといえば、好き」だと思う
- 「どちらかといえば、好きではない」と思う
- 「好きではない」と思う

とい こ かてい ちぃき がっこう せいかっ なか たいせつ **問 7** あなたは、お子さまが、家庭や地域、学校など、ふだん生活している中で、「大切にされて いる」と感じますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

- 1 感じる
- 2 どちらかといえば、感じる
- 3 どちらかといえば、感じない
- 4 感じない

とい 問8 ばしょ おも

あなた	は、お子さまがほっとする場所はどんなところだと思いますか。( <b>あてはまるものすべてにO</b>
ı	じぶん いえ ひとり す ばしょ 自分の家で、一人で過ごせる場所
2	ロボル いえ かぞく す ばしょ 自分の家で、家族と過ごす場所
3	がっこう 学校
4	とも いえ 友だちの家
5	おじいさんやおばあさんの家
6	としょかん 図書館
7	z j i k 公園
8	がくしゅうじゅく 学習塾
9	じどうかん こうみんかん 児童館、公民館
10	こ しょくどう べんきょう むりょう 子ども食堂、勉強を無料でみてくれる場所
11	なら ごと きょうしつ 習い事の教 室、スポーツクラブ
12	フリースクール
13	コンビニエンスストア
14	ゲームセンター、カラオケボックス
15	プァストフードの店、ファミリーレストラン
16	その他( )
17	とく 特にないと思う

**問9** あなたとお子さまとの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。 (A~Eそれぞれについて、あてはまるもの1つにO)

ゥ 分からない

18

(A) - (B) CALL SUPE, (B) CIAS & OW I SICO)	あて	あどち	あどち	あて
	はまる	あてはまるどちらかといえば、	あてはまらないどちらかといえば、	はまらない
A 毎日、お子さまとあいさつをしている	ı	2	3	4
<ul><li>B テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等の</li><li>ルールを決めている</li></ul>	I	2	3	4
© お子さまに本や新聞を読むように勧めている	ı	2	3	4
© お子さまが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	ı	2	3	4
E お子さまから、勉 強 や成績のことについて 話 を してくれる	ı	2	3	4
८ (९११६				

#### (あてはまるもの1つに〇)

- Ⅰ いつも聞いている
- 2 ときどき聞いている
- 3 あまり聞いていない
- 4 まったく聞いていない

#### (あてはまるものすべてに〇)

服そう なら ごと 2 習い事 がくしゅうじゅく 3 学習塾 いえ かえ じかん 4 家に帰る時間 5 テレビ、ゲーム ね じかん 6 寝る時間 しんがく がっこう 7 進学したい学校 かつどう ぶかつどう 8 クラブ活動(部活動) 9 アルバイト しゅうしょくさき 10 就職先 つ あ とも 付き合う友だち  $\mathbf{I}$ けいたいでんわ 携帯電話・スマートフォン 12 しゅみ かつどう 13 趣味の活動 がっこう 14 学校の決まり ちいき ぎょうじ まつ 15 祭りなどの地域の行事 しゃかい 子どもにかかわる社会の決まり (ルールなど) 16 17 その他( ) とく 18 特にない

#### 

- こ けんこう けんこう 子どもの健康
- さ せいせき しんがく子どもの成績や進学
- 3 子どもの友だち関係
- 4
   子どもの生活態度
- 5 子どもの 就 職
- 6 子どもの育て方やしつけ
- 7 子どもと保護者との関係
- さ せんせい かんけい かんけい 子どもと先生との関係
- 9 生活費
- 10 教育費
- || その他(
- とく なや **12** 特に悩みはない

- | 思う
- **2** どちらかといえば、<sup>sp</sup> う
- 3 どちらかといえば、思わない
- <sup>55</sup> 4 思わない

#### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょ うだいの世話や見守りを している



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



)

日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族 に対応している



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に 行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことをいいます。

とい かぞく しんぞく まも こ では ないますが。(あてはまるもの1つにO)

- Ⅰ いる → 問16へ
- 2 いない
- 3 分からない

**問15** 前問(問14)で、「2 いない」「3 分からない」と回答した方にお聞きします。友人、 ません ここ 知人やその子ども、子どものクラスメイトなどに「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

- **|** いる
- 2 いない
- 3 分からない

でいませる こ ばあい しく とりくみ そうだん **問 16** 「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合、どのような仕組みや取組があると相談し かんきょう やすい環 境 づくりにつながると思いますか。(**あてはまるものすべてに〇**)

ı	せんよう そうだんまどぐち 「ヤングケアラー」専用の相談窓口があること	
2	<sub>がっこう そうだんまどぐち</sub> 学校に相談窓口があること	
3	じちたい ゃくしょとう ぎょうせいきかん そうだんまどぐち 自治体の役所等の行 政機関に相談窓口があること	
4	ぃがぃ せんもんきかん そうだんまどぐち 【2、3以外】の専門機関に相談窓口があること	
5	<sup>たいめん そうだん かのう</sup> 対面での相談が可能であること	
6	でんわ 電話・メール・SNSでの相談が可能であること	
7	じかん そうだん かのう 24時間いつでも相談が可能であること	
8	<sup>そうだん</sup> さい てじゅん はんだんきじゅん ゎ 相談する際の手順や判断基準が分かりやすいこと	
9	<sup>そうだん</sup> 相談がどのような支援につながるかが分かりやすいこと	
10	しぇん かん ほうりつ じょうれい 「ヤングケアラー」の支援に関する法律や条 例があること	
11	その他(	)
12	<sup>とく</sup> 特にあてはまるものはない	

とい こ しょうらい げんじつてき み だんかい しんがく おも **問 17** お子さまは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。(**あてはまるもの1つ** こうこう ねんせい ほごしゃ かた

#### にO、ただし、高校2年生の保護者の方は2~5について、あてはまるもの1つにO)

ちゅうがっこう中学校まで

こうこう

2 高校まで

たんだい こうせん せんもんがっこう

3 短大・高専・専門学校まで

だいがく いじ

4 大学またはそれ以上

わ

5 まだ分からない → 問19へ

でい ぜんもん とい こた ばあい りゅう なん 間 18 前問 (問 17) で 1 ~ 4 と答えた場合、その理由は何ですか。(**あてはまるものすべてに〇**)

l お子さまがそう希望しているから

いっぱんてき しんろ おも

2 一般的な進路だと思うから

こ がくりょく かんが **3** お子さまの学力から考えて

カナでまの字刀から考え( かてい けいざいてき じょうきょう かんが

4 家庭の経済的な状況から考えて

5 その他

とく りゆう

6 特に理由はない

でいて、 でいと でいと でいと でいと でいと でいと **問 19** あなたは次のようなことをどの程度していますか。 (A、 B **それぞれについて、あてはまるもの1つにO**)

	よく参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	まったく参加していない
じゅぎょうさんかん うんどうかい がっこうぎょうじ	I	2	3	4
************************************	I	2	3	4

きんじょ ちいき ささ じゅうよう 間20 子育てをする上で、近所・地域の支えは重要だと思いますか。(**あてはまるもの1つに〇**)

じゅうよう おも とても重要だと思う

じゅうよう おも

2 やや重 要だと思う

じゅうよう

あまり重 要ではないと思う

じゅうよう おも 4 重 要ではないと思う

5 分からない

かんけい **問21** ご自身と地域の人たちの関係やつながりは強いほうですか。(**あてはまるもの1つに〇**)

1 強いほうだと思う

2 どちらかといえば、強いほうだと思う

よわ

3 どちらかといえば、弱いほうだと思う

よわ おも 弱いほうだと思う

問22 あなたは、子育てをするにあたって、地域でどのような支えがあると良いと思いますか。

#### (あてはまるものすべてに〇)

こそだ かん

子育てに関する悩みについて相談にのる活動

こそだ おやどうし はなし なかま

子育てをする親同士で 話 ができる仲間づくりの活動 2 こそだ かん じょうほう ていきょう かつどう

3 子育てに関する情報を提供する活動

こそだ かてい かじ いくじ しえん かつどう

4 子育て家庭の家事・育児を支援する活動

きゅう がいしゅつ おや かえ おそ とき

急 な外 出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動 5

こ ぽうはん こえ とうげこう みまも かつどう

6 子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする活動

こそだ かん ちしき ぎじゅつ まな ていきょう かつどう 7 子育てに関する知識や技術の学びを提供 する活動

こそだ おや じょうきょう しゅうい りかい ふか

子育てをする親の状況について、周囲の理解を深めるための活動 8

その他( )

10 特にない

分からない

**問23** あなたはあなた自身のことについて、どのように思いますか。(**A~©それぞれについて、** Oは1つずつ)

	そう思う	そう思うどちらかといえば、	そう思わないといえば、	そう思わない
じぶん こうていてき ひょうか A 自分を肯定的に評価するほうだ	I	2	3	4
<sup>じぶん まんぞく</sup> <b>B</b> 自分に満足している	I	2	3	4
<sup>t ぶん</sup> ② 自分のことが好きだ	ı	2	3	4

#### とい つぎ ぁ ことがら たょ ひと **問24** あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。(**A~©それぞれについて、1~3のあては** まるもの1つに〇)

ばあい また、「I 頼れる人がいる」場合、それは誰ですか。(①~⑦のあてはまるものすべてにO)

また、「 根103/10 0 3」物は		<u>хон</u> ( ) ()			20.0	
	こそだ <b>A子育てに</b> かん そうだん 関する相談		じゅうよう ことがら <b>B 重 要な事柄</b> そうだん の相談		©いざという時の かね そうだん お金の相談	
たよ ひと 頼れる人がいる	I		I		I	
かぞく しんぞく 家族・親族		①		①		①
ゆうじん ちじん 友人・知人		2		2		2
きんじょ ひと 近所の人		3		3		3
しょくば ひと 職場の人		4		4		4
みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員		5		5		5
そうだん しぇんきかん ふくし ひと 相談・支援機関や福祉の人		6		6		6
その他		7		7		<sub>⑦</sub>
いない		2		2		2
でとったよ そのことでは人に頼らない		3 3			3	

#### とい せたいぜんたい ねんかんしゅうにゅう ぜいこみ **問25** 世帯全体のおおよその年間 収 入 (税込)はいくらですか。(**あてはまるもの1つに〇**)

ねん ねんかんしゅうにゅう

※2022年の年間 収 入 についてお答えください。

かぞくぜんいん いか しゅうにゅう ふく どうきょ せいけい どういつ

- ※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。 つと さきしゅうにゅう ていきしゅうにゅう しょうよとう
  - ・勤め先 収 入 (定期 収 入、賞与等)

じぎょうしゅうにゅう げんざいりょうひ じんけんひ えいぎょうじょう しょけいひとう のぞ・事業 収 入 (原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く)

ないしょくしゅうにゅう ざいりょうひとう のぞ

- ・内職収入(材料費等を除く)
- こうてきねんきん おんきゅう た しゃかいほしょうきゅうふきん せいかつほご じどうてあて じどうふようてあてとう・公的年金・恩 給、その他の社会保障給付金(生活保護、児童手当、児童扶養手当等)

- のうりんぎょぎょうしゅうにゅう のうきぐとう ざいりょうひ えいぎょうじょう しょけいひとう のぞ・農林漁業収入(農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く)しさんしゅうにゅう よちょきんりし やちんしゅうにゅうらう いえ とち しさんばいきゃくだいきん せいめいほけん・資産収入(預貯金利子、家賃収入等。家・土地などの資産売却代金や生命保険・ そんがいほけん うけとりきん のぞ 損害保険からの受取金は除く)
- た しゅうにゅう しおく よういくひ こじんねんきん かくしゅいわ きんとう・その他の 収 入 (仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等)

ı	<sup>まんえんみまん</sup> 50万円未満
2	まんえんみまん 50~100万円未満
3	<sub>まんえんみまん</sub> 100~150万円未満
4	<sub>まんえんみまん</sub> I 50~200万 円未満
5	<sub>まんえんみまん</sub> 200~250万 円未満
6	<sub>まんえんみまん</sub> 250~300万円未満
7	<sub>まんえんみまん</sub> 300~350万円未満
8	<sub>まんえんみまん</sub> 350~400万円未満
9	<sub>まんえんみまん</sub> 400~450万 円未満
10	<sub>まんえんみまん</sub> 450~500万 円未満
11	<sub>まんえんみまん</sub> 500~600万円未満
12	<sub>まんえんみまん</sub> 600~700万 円未満
13	<sub>まんえんみまん</sub> 700~800万円未満
14	<sub>まんえんみまん</sub> 800~900万 円未満
15	まんえんみまん 900~1000万円未満
16	まんえんいじょう I 000万円以上

くい かてい いか しえんせいど りよう

問26 あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。(A~Eそれ

#### ぞれについて、1~3のあてはまるもの1つに〇)

また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(①~⑤のあてはるもの1つにO) (B) (C) (E) 自立支援相談窓口(生活困窮者の 支援センター 生がかっ 児童扶養手当 母子家庭等 就 業 就り 学援助 保ほ 護ご %
2 (<u>\*</u> –  $\widehat{\mathbb{x}}$ 4 % 3 自立っ げんざいりょう Ι Ι Ι ı 1 現在利用している いぜんりよう 2 2 2 2 2 現在利用していないが、以前利用したことがある 利用したことがない 3 3 3 3 3 せいど たいしょうがい しゅうにゅうとう じょうけん 制度の対象外(収入等の条件を 満たさない)だと思うから とく りよう 利用はできるが、特に利用したいと思 2 2 2 2 2 わなかったから りよう しえんせいど いま 利用したいが、今までこの支援制度を (3) (3) (3) (3) (3) 知らなかったから りよう てつづ 利用したいが、手続きが分からなかったり、 (4) (4) **(4)** (4) (4) りよう 利用しにくかったりするから いがい りゆう (5) (5) (5) (5) (5) それ以外の理由

#### さんこう (参考)

- けいざいてきりゆう こ しゅうがく こんなん ばあい がくようひんひとう ほじょ せいど ※1 経済的理由により子どもの就 学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度。
- びょうき しつぎょう せいかつひとう こま ほか ほうほう いってい えんじょ う せいど ※2 病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度。
- \*\*3 お金、仕事、住 宅など、様々な課題を抱えた生活に困 窮 する方のための相談窓口。専門の
  しえんいん ぐたいてき しえん
  支援員が具体的な支援プランを作成し、課題の解決に向けた支援を 行 う。
- しょとく いっていすいじゅんい か おやせたい せいかつしえん てあて じどうてあて こと ※4 所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当。(児童手当とは異なります。)
- ※5 ひとり親の方が、仕事探しに関する相談や講習を受けられる支援センター。養育費の取り決めなどに関する相談も受けられる。

# こども基本法の概要

铝

を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権 利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎

# 基木理念

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障さ れるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
  - 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な 社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・ **家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保** 
  - 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

ロ書・大鑑

国・地方公共団体の責務 〇 事業主・国民の努力

- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
  - 3 法律の白書・大綱と一体的に作成

基本的施策

施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映

- 支援の総合的・一体的提供の体制整備

民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ず

会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者

関係行政機関相互の調整

こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進

大綱の案を作成 推進会議を設置

こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策

こども政策推進会議

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった

施行期日:令和 5 年 4 月 1 日

こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

- 関係者相互の有機的な連携の確保
  - この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## 巛 (無9) ロども 大衛

- (こども施策に関する大綱
- (以 下 こども施策に関する大綱 政府は、こども施策を総合的に推進するため、 ) を定めなければならない。 も大ំ という。

رك

- ю° p も大綱は、次に掲げる事項について定めるものと S
- ども施策に関する基本的な方針 ども施策に関する重要事項 二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項 も大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 ПШ
- 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処す めの施策 ر ا ا ტ

るた

- ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項ども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施  $\Box\Box\Box$ 324
- 当該こども施策の具体的な目標 及びその達成の期間を定めるものとする。
  - こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。 内閣総理大臣は、 密 (C)
- こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることになります。
- こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

## (第10条 計画 # لدٌ 中門村に 計画、 **呑県こども** 都道)

紪 阃 业 少 都道

計る。都 て、当該都道府県におけるこども施策につも計画」という。)を定めるよう努めるもら計画が定められているときは、こども大野时におけるこども施策についての計画()を定めるよう努めるものとする。も計画又は市町村こども計画を定め、又は 超 ども大簡を の条には 都道 ۲ 画(万.

巛 ) 努めるものとするこども大鶴及び着てども大鶴及び着ての計画(以下この

画も 16

, 画し 子どもの貧心. により市町村が作が キすることが

市る 現す #6 画を 計画を作成するよう、市町村こども計画 グしかで 쌔 ١J p 県勘 #6 都道府i が計画を 5 課せらば がも ر ا ك 温 巻 か 、国の大篽を勘の大篽と勘の大篽と都にの大篽と都道府 怒 撇 七 怒 がだが 都道府県は、 H Ŵ 町村は,

# (第10条 市町村こども計画 府県こども計画、 都道

- 账 既存の各法令に基づく以下の都道府 県こども計画・市町村こども計画は、 都道府 計画
  - も・若者計画・市町村子 ・市町村計画と一体のものとして作成することができます。 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・ 枯地

لدٌ

- 計 する 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計i その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関す
- 事項 めるものの例

圄 盂 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

- マも ١J を刺 方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を対と、住民にとって一層わかりやすいものとすること、事務負担の軽減を図る # が期待でき زد زا لَا
- 回条 共 地方公 られて - 支援を通 様々な情報提供 p ₩ 計画の策定を後押ししていき 小筱、 こども家庭庁においては、 おけるこども計画の策定を

# 设正の趣配

子育て世帯に対する包括的な支 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、 援のための体制強化等を行う。

# 设正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 児童福祉法、母子保健法)
- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター (※) の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等) おける相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- 児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- 障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、 医療型)の一元化を行う。
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上(児童福祉法)
- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
  - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 児童福祉法
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。 児童の意見聴取等の仕組みの整備(児童福祉法)

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることと する。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入(児童福祉法) Ŋ

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。 ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 (児童福祉法) ဖ

- ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、
  - の能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を請する
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等(児童福祉法

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

<u> 令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)</u>